

鹿屋市建設工事等入札参加資格における格付けの要件等

本市の格付けは鹿屋市建設業者工事等施工能力審査要領に基づく計算式により算出された点数を基に、市内業者の保護・育成や、大幅な格付けの異動を避ける観点から、単に総合点数順ではなく、実状に対応すべく下記のような取扱いを設け格付けを行っております。

- ① 格上げ、格下げを行う場合は、直近上位又は下位の1階級となります。
- ② 土木工事・造園工事・上水道工事は過去5年間、建築工事・電気工事・管工事は過去7年間に鹿屋市からの受注実績の無い業者は格上げを行いません。
- ③ 新規格付業種は、経営事項等審査結果における工事施工実績があるものに限り登録可とし、最下位ランクで格付けを行います。
- ④ 当該年度の格付けを行う場合、前回の格付け以降に指名停止の措置を受けた業者は、格上げを行いません。
- ⑤ 土木工事・建築工事・電気工事・管工事のA級については、当該工事の1級工事施工管理技士を有する必要があります。
- ⑥ 市外業者の支店・営業所等については、新規での格付けは行いません。
- ⑦ 塗装・防水工事の登録は、技能士がいることが要件となります。
- ⑧ 建築工事A級は、発注金額が6,000万円以上と高額であることから、特定建設業許可を有し、1級建築施工管理技士を有する必要があります。
- ⑨ 解体工事のA級は、過去5年間の解体工事受注実績（公共・民間含む）が、1,000万円以上あり、かつ、鉄筋造・鉄骨造に対応する機械を保有し、市内に本社があることが要件となります。